

議案第51号

財産を無償で譲渡すること(県営住宅準団地)について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	八頭郡八頭町見槻中187番1ほか1筆	1,636.66平方メートル
建 物	〃	4棟(8戸) 540.96平方メートル

2 相手方

八 頭 町

3 理 由

県営住宅準団地は、既に八頭町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、八頭町に無償で譲渡するものである。